

医療法、省令、並びに保険医療養担当規則に基づく揭示

■施設基準

施設基準とは、医療法で定める医療機関及び医師等の基準の他に、健康保険等の規定に基づき厚生労働大臣が定めた、保険診療の一部について、医療機関の機能や設備、診療体制、安全面やサービス面等を評価するための基準になります。

■病院勤務医・看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項

当センターでは、病院勤務医・看護職員の負担軽減及び処遇改善のため、下記の項目について取り組みを行っています。

1 病院勤務医の負担の軽減及び処遇改善について

業務分担

- ・看護師による静脈採血及び静脈注射の実施
- ・臨床検査技師による静脈採血の実施
- ・看護師、事務職による入院の説明の実施
- ・看護師、検査科による検査手順の説明の実施
- ・薬剤師による服薬指導

処遇改善

- ・勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
- ・予定手術前日の宿日直に対する配慮
- ・当直翌日の業務内容に対する配慮
- ・交替勤務制・複数主治医制の実施

2 看護職員の負担の軽減及び処遇改善について

業務分担

- ・業務量の調整(時間外労働が発生しないような業務量の調整)
- ・看護職員と多職種との業務分担(薬剤師、リハビリ職種、臨床検査技師、臨床工学技士、病棟クラーク)
- ・看護補助者の夜間配置

処遇改善

- ・看護補助者の配置
- ・短時間正規雇用の看護職員の活用
- ・多様な勤務形態の導入
- ・妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮(院内保育所、夜間保育の実施、夜勤の減免制度、半日・時間単位休暇制度、所定労働時間の短縮、夜間保育の実施)
- ・夜勤負担の軽減(夜勤従事者の増員)

■食事に関する事項

当センターでは、「入院時食事療養(Ⅰ)」の施設基準を届出しています。

食事の提供では、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を、適時(夕食は午後6時以降) 適温で提供しています。
2階病棟(ICU・ECU除く)、3階病棟ではデイルームにて食事を行うことが可能ですのでご利用の際は看護師にご相談ください。

区分		標準負担額 (1食当たり)
一般		550円
市区町村民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	270円 (91日目以降220円)
	低所得者Ⅰ	130円
指定難病・小児慢性特定疾病の患者		330円

■明細書の発行状況に関する事項

当センターでは、医療費の内容が分かる領収証及び診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付は無償で行っています。

■保険外併用療養費(選定療養)に関する事項

また、180日を超える入院に係る特別料金は1日 2,728円です。

■一般名処方加算に関する事項

当センターでは、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。